岐阜市
訟務支援弁護士 採用試験要綱

令和８年３月１０日
岐阜市行政部行政課

◆この試験の趣旨

この試験は、市政における法律問題に迅速に対応し、及び庁内の危機管理体制を充実させることにより、より満足度の高い市民サービスを提供し、効率的・効果的な行政運営を行うため、一定の経験等及び弁護士資格を有する方を訟務支援弁護士として採用することを目的として実施します。

◆申込受付期間　令和 8 年 3 月 10 日（火）～4 月 17 日（金）【必着】

1　採用予定人数、職務内容及び採用予定日

試験区分	採用予定人数	職　務　内　容
訟務支援弁護士	1 人	1 行政不服審査に関すること。 2 訴訟追行に係る答弁書作成の支援その他の訴訟に係る事務に関すること。 3 行政課が取り扱う各種法律相談への対応に関すること。

※採用予定日は、原則として、令和８年５月１日とします。

ただし、引継ぎ等の事情により、同日に採用に応ずることが困難である場合には、令和８年８月１日までの範囲内で、相談に応じます。

2　受験資格

次のいずれにも該当する人

(1) 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている人

(2) 弁護士として 2 年以上（令和 8 年 5 月 1 日時点）の実務経験を有する人

※ 応募時に弁護士名簿に登録されていない人であっても、採用決定後、弁護士名簿に登録される場合は、受験資格(1)の要件を満たすものとします。

【受験資格等に関する注意事項】

申込書の記載内容に不正があると、職員として採用される資格を失います。

また、採用後に不正が発覚した場合には、採用を取り消します。

3　受験手続

・受験申込書等は、岐阜市ホームページ〈https://www.city.gifu.lg.jp/〉の訟務支援弁護士の募集ページからダウンロードすることができます。

・郵送で申込書を請求する場合、封筒の表に「訟務支援弁護士申込書用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った受験者の郵便番号・住所・氏名明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。

以下の要領で申し込んでください。

申込書 提出先	岐阜市役所　行政部行政課 〒 500-8701　岐阜市司町40番地1
必要書類	**1　受験申込書** **2　職務経験調査票 No1** **3　職務経験調査票 No2** **4　弁護士登録証明書の写し** ※1～3はそれぞれ必要事項を記入してください。
申込方法	**1　申込書を持参する場合** 上記必要書類を、岐阜市役所庁舎11階の行政課まで持参してください。 **2　申込書を郵送する場合** 上記必要書類が全てそろっていることを確認し、封筒の表に「訟務支援弁護士採用試験申込」と朱書きの上、岐阜市役所行政部行政課宛てに**特定記録郵便又は簡易書留郵便**にて送付してください。
申込受付 期間	**令和8年3月10日（火）から4月17日（金）までの 平日** **午前8時45分から午後5時30分まで** （郵送の場合、4月17日（金）まで必着です。）

※　提出書類が全てそろっていない場合は、受付することができません。

※　受付後は、受験申込書等提出された書類はお返しいたしません。

4　試験方法

書類審査によります。ただし、選考上必要な場合は、個別面接を行います。

5　合格者発表

日　時	発　表　方　法
令和8年4月22日 （予定）	合否の結果については、受験者全員に文書で通知します。 また、合格者の受験番号を岐阜市ホームページにも掲載します。

6　勤務条件等

（1）　任期

任期は、令和8年5月1日（原則）から令和9年3月31日までですが、本人の同意を得て、更新することがあります。

（2）　報酬等

月額100,000円（非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例・規則に基づく。）

※市役所までの交通費は、支給要件に応じて支給されます。

※上記の額は現時点における額であり、条例等の改正により改定されることがあります。

(3)　勤務条件

勤　務　日	毎週月曜日
時　　間	午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
休　　日	国民の祝日に関する法律に定める休日 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
休　　暇	年次有給休暇（1 年度につき上限 8 日）、病気休暇、忌引休暇　等

※ 勤務日・時間は、上記を基本としていますが、業務の都合等により変更することができます。

(4)　服務

岐阜市訟務支援弁護士設置要綱第 7 条に掲げる次の事項を遵守してください。

(1)　全力を挙げて職務の遂行に専念すること。
(2)　法令及びこの要綱を遵守すること。
(3)　その職の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
(4)　職務上知り得た秘密を漏らさないこと。退職後も同様とする。

7　試験結果の提供

この試験の不合格者の方のみ、以下の要領で試験結果の開示を請求することができます。なお、電話、郵便等によるお問い合わせにはお答えできません。

(1)　期　　間　　試験結果が発表された日から 1 年間
(2)　開示内容　　「総合得点」及び「順位」
(3)　手　　続　　受験者本人が、運転免許証等本人であることを確認できる物を必ず持参の上、行政部行政課までお越しください。

《試験についての問い合わせ先》

岐阜市役所　行政部行政課

〒500-8701　岐阜市司町 40 番地 1
（岐阜市役所市庁舎 11 階）

℡ 058-214-4904
E-mail　gyousei@city.gifu.gifu.jp